

赤穂市入札監視委員会
令和3年度第1回委員会議事概要書

開催日及び場所	令和3年7月29日(木) 市役所3階 303会議室	
委員	有田 伸弘 (関西福祉大学社会福祉学部准教授) 羽田 由可 (弁護士) 家根 次代 (税理士) 武内 隆幸 (兵庫県光都土地改良センター農政専門員)	
審議対象期間	令和2年10月1日 から 令和3年3月31日 まで	
報告事項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報等不正行為に係る情報及び対応状況 (5) 入札・指名停止等に関する苦情・申立ての状況 (6) 贈収賄事件について	
審議事項 (協議事項等)	(1)抽出案件の審議	
抽出案件	4件	案件名
一般競争入札	(工事) 1件	野中・砂子土地区画整理地区污水管渠築造工事 (上下水道部下水道課)
	(委託)	
指名競争入札	(工事)	
	(委託) 1件	御崎第1排水区雨水渠調査業務委託 (上下水道部下水道課)
	(物品)	
随意契約	(工事) 1件	上菅生橋外水管橋塗装工事 (上下水道部水道課)
	(委託)	
	(物品) 1件	オゾンガス発生装置2台 (消防本部総務課)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審査した4件とも契約は適切に行われている。	

意見・質問	回答
<p>報告事項</p> <p>(2)抽出案件について(審査対象案件)</p> <p>指名競争入札において、入札者数が1となっている案件があるがどうということか。</p> <p>入札件数等コロナ禍の影響はあったのか。</p> <p>物品の入札において落札者が複数の案件があるがどうということか。</p> <p>(6)贈収賄事件について</p> <p>入札自体には不正が認められなかったとのことであり、入札監視委員会が、今後の改善策等について意見・提案等することは権限外のこととなるのか。</p>	<p>複数者指名したが、辞退により応札者が1者となったもの。</p> <p>物品については新型コロナ対策に係る購入が増加した。工事についてはトイレや自動水栓改修工事の入札において製品の供給遅れ等もあり不調件数が増加した。工事数自体は例年と大差はなかった。</p> <p>1件の入札で複数の物品を発注する場合、物品ごとに落札者を決定することがあるため、落札者が複数の表記となっている。</p> <p>職員研修等を通じて再発防止に取り組んできたところであるが、委員会からも意見をいただき、改善に取り組みたい。</p>
<p>審議事項</p>	
<p>①野中・砂子土地区画整理地区污水管渠築造工事（上下水道部下水道課）</p>	
<p>本工事は比較的単純な工事で積算自体も簡単なものであったのか。また、設計金額や最低制限基本価格が想定しやすかったのか。</p> <p>ランダム係数を採用する理由は何か。</p> <p>ランダム係数の値は事前に公表しているのか。</p> <p>落札額と最低制限価格が同額となったのは偶然か。</p>	<p>本工事については、一般的なものであったので公表されている積算基準に沿って計算すると、想定しやすかったと思われる。</p> <p>最低制限価格の漏洩を防止するため採用している。入札に当たって101通りのランダム係数の中から一つを選択することとなるが、その選択方法はシステムで自動で算出されるようになっており、開札されて初めてわかる仕組み。</p> <p>101通りのランダム係数は公表しているが、開札時までその内のどれを採用するかは不明。</p> <p>最低制限価格は、開札されるまで誰にもわからない仕組みとなっているため、偶然一致したと考える。</p>
<p>②御崎第1排水区雨水渠調査業務委託（上下水道部下水道課）</p>	
<p>応札者間の入札額に大きな幅がある。設計額は妥当であったか。</p> <p>工事やほかの業務委託と比較して落札率が低いのはなぜか。</p>	<p>設計額は、積算基準で計算しているため、妥当なものであると考えている。</p> <p>業務委託の最低制限価格の下限が予定価格の60%であり、工事の場合は75%であるので落札率は工事よりも低くなる。他の業務委託と比較して低い理由については、不明である。</p>

<p>本件の場合、落札率が約63%と低いが、落札者には利益があるのか、労働者への対価は不当なものになっていないか。</p>	<p>本件の最低制限価格は、入札額に応じて変動する変動型を採用しており、予定価格の60%~100%の間の有効な入札額の平均から算出している。そのため有効な入札額であっても、他の入札者に比較して極端に低額な場合は失格となる。 本件についてはそのような失格者はなく、労働者への不当な対価とまでは言えないと考えている。</p>
<p>③上菅生橋外水管橋塗装工事（上下水道部水道課）</p>	
<p>落札率がかなり低いが問題なく施工できるのか。</p> <p>設計額に問題があったというようなことはないか。</p> <p>本工事は塗装工事であるが、足場は設置されていたのか、また、設計上も足場を含めた積算となっていたのか。</p> <p>工期が3か月となっているが、実働期間は何日ぐらいか。</p> <p>130万円以下の工事については最低制限価格を設けないとのことであるが、本件の場合、もう一方の見積者の方が適正価格であると考えられる。130万円以下の工事において最低制限価格を設けることも検討すべきではないか。</p>	<p>本件については、落札決定前に実際の施工が可能なのか本人に聴取し、問題がないことを確認した。 また、完成検査において施工状況にも問題がなかったことを確認している。</p> <p>設計額は積算基準により計算しており、問題はないと考えている。</p> <p>足場は設計に含まれており、実際に施工された足場については、設計通りであったことを確認している。</p> <p>実働期間については、現場作業が2箇所あり、1箇所あたり約1週間、書類整理に係る期間が現場作業との重複期間もあるが10日程度であった。</p> <p>前回、意見のあった随意契約案件に最低制限価格を設けることの是非も含め、他市町の状況等も踏まえつつ今後の検討課題としたい。</p>
<p>④オゾンガス発生装置2台（消防本部総務課）</p>	
<p>予定価格はどのようにして決めたのか。</p> <p>その見積業者は今回の見積合せに参加しているのか。</p> <p>発注にあたって同等品可ではなく製品を指定しているのか。</p> <p>複数回、オゾンガス発生装置を購入している。別件とすることで、故意に80万円未満として随意契約にしたというようなことはないか。</p>	<p>予算策定時の見積書から予定価格を決定した。</p> <p>入札参加資格登録業者ではなかったため参加していない。</p> <p>本件については、製品を指定している。</p> <p>オゾンガス発生装置については赤穂署と上郡署の救急車に積載するものであるが、上郡署については財源の一部を上郡町が負担するため協議に時間を要したことから分割せざるを得なかったものである。</p>